# 2024 年度 索道安全報告書

## 高峰マウンテンパーク



スキー場空撮

高峰マウンテンパーク 第1ペアリフト 高峰マウンテンパーク 第2クワッドリフト 高峰マウンテンパーク 第3ペアリフト 高峰マウンテンパーク 第4ペアリフト

### 株式会社アサマリゾート

## ご挨拶

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。

当スキー場は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

2025年9月1日

株式会社アサマリゾート 高峰マウンテンパーク 代表取締役 南波 政洋

### 安全報告書

#### 1: 輸送の安全確保に関する方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。『輸送の安全を確保するための方針』を次のように掲げ、社長以下従事員に周知・徹底しております。

- 1 代表取締役及び取締役(以下「経営者」という)は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針やその他事業活動に関する基本的な方針を次項に定め、本事業の全ての関係職員(職員に順ずる者も含む)(以下「職員等」という)に対して周知徹底するものとする。
- 2 本事業上の経営者及び職員等の安全方針は、次の通りとする。
  - (1) いかなる時も利用者並びに職員等の安全の確保を最優先すること。
  - (2) 関係法令をよく理解するとともにこれを遵守し、職務を遂行すること。
  - (3) 事故や災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動すること。
  - (4) 索道施設の状況及び状態把握に努めること。

- (5) 安全に関わる情報は、迅速かつ正確に安全統括管理者へ報告し、全ての職員等へ周 知徹底すること。
- (6) 安全を第一として常に意識し、安全の管理について疑義が生じた場合は迅速かつ正確に安全統括管理者へ報告するとともに、職員等の一致協力の下、安全の向上のための施策を検討し、継続的な安全対策の向上に取組むこと。
- 3 経営者は、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じて前項の 安全方針の見直しを実施する。

#### 2:輸送の安全確保に関する体制

経営者は、安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

- (1) 経営者は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を負い、輸送の安全を確保するために、本事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、本事業の実施及び管理の 状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- (2) 経営者は、関係法令の下、安全統括管理者を選任し、選任した安全統括管理者に対して本事業の安全管理の維持及び改善を指示する。
- (3) 経営者は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際し、安全統括管理者のその 職務を行う上での意見を尊重する。

#### 各責任者の役割及び権限

- (1) 安全統括管理者: 索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括管理する。
- (2) 索道技術管理者: 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守

管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括する。

(3) 索道技術管理員: 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守

管理、その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

#### 3:輸送の安全確保のための取組み

1 人材教育

当社では、輸送や皆さまの安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱い についての安全教育を実施しています。

2 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前並びに営業期間中においても、万一の索道事故や災害を想定した救助訓練を、スキースクールインストラクター及びスキーパトロールも含めたスタッフ一同にて救助訓練を実施しています。

3 スキーパトロール隊員の配置

輸送やスキー場利用のお客様への安全の為、日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う

救急法の受講を修了したパトロール隊員を配置し万全を期しております。

4 索道施設の整備の実施

リフトの安全運行のために点検・整備を実施いたしております。

また、定期検査(1ヶ月点検・12ヶ月点検)を関係法令及び自社の「整備細則」に基づいて実施しています。

5 始業点検、試運転、確認の励行

営業運行前に始業点検、試運転を実施してお客様の安全が確保される事を確認してから営業運行に入るよう努めています。

6 情報の伝達、報告、連絡、相談の励行

天候、風の情報は索道運転室と事務所にて密に連絡し気象の変化に注意した運行に努めました。

運輸局、索道協会からの事故情報は従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

#### 4:事故等の発生状況

2024年度の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ

期間 (2024年7月27日 ~ 2025年4月20日)

1 索道運転事故

国土交通省への索道事故報告はありません。

- 2 災害(地震、暴風雨、豪雪、落雷など)
  - 冬期営業期間中に強風等による運休はありませんでした。
- 3 インシデント(事故の兆候)

国土交通省へのインシデント報告はありません。

#### ※ 索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故」を指します。

- 1. 索条切断事故 索条が切れた事故を指します。
- 2. 搬器落下事故 搬器が落下した事故を指します。
- 3. 搬器衝突事故 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。
- 4. 搬器火災事故 搬器に火災が発生した事故を指します。
- 5. 索道人身障害事故 搬器の運転により人の死傷を生じた事故 (前述の事故に伴うものを除く)を指します。

インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であって、鉄道 事故等報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

1. 索条に重大な損傷が生じた事態。

- 2. 索条の張力が異常に増大または減少した事態。
- 3. 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。
- 4. 握索または放索が不完全になった事態。
- 5. 支柱、制動装置、保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が 生じた事態。
- 6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を 及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
- 7. 搬器が逆走した事態。
- 8. 前項に挙げる事態に順ずる事態。

#### 5:利用者の皆様へお願い

1 より安全で信頼される索道をつくり、お客様の立場に立ったサービスの提供に努めていきたいと思っております。お気づきの点がございましたらお聞かせ下さい。

(e-mail; info park@asama-resort.co.jp)

- 2 リフト乗車時の注意事項
  - (1) 空き缶、タバコの吸殻、その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
  - (2) スキー場で滑走する際及び、リフト乗車時は、必ずスキーブレーキ、リーシュコー ドなどを装着してください。
  - (3) 故意に、リフト搬器などの施設に傷をつけぬようお願いいたします。
  - (4) 滑走中の事故をなくすため、ルールとマナーを守り、お楽しみください。

2024年~2025年シーズン中は、多数のお客様のご利用を頂き誠に有難うございました。 来シーズンはより一層、安全な運行に努めて参りますので、ご愛顧賜りますようお願いいたします。

また、今年も夏山リフトの営業も開始致しましたので、ご愛顧賜りますよう合わせてお願い 致します。

> 高峰マウンテンパーク 長野県小諸市高峰高原 電話 0267-23-1714

> > 以上